

市からの

連絡帳

届け出・税・年金

雨水浸透施設などの助成制度の
受付期限まであと少し！

集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするための取組の一つとして、宅地内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を道路や河川に流さず地下に浸透させる施設)などを設置する際の設置費用の一部(上限額15万円[※])を助成しています。

対 市内にある個人所有の住宅
□実施期間 令和2年2月末[※](申請～工事完了)
※詳細はお問い合わせください。
▶下水道課 **☎** 042-438-4059

資源物集積所の土地の
固定資産税・都市計画税

10月1日から資源物の戸別収集が始まったことにより、令和2年度の課税から次のようになります。
①集積所収集を継続している場合は引き続き課税されません
②集積所を廃止して他に利用していない場合は**①**と同じ扱いです
③集積所を廃止して他に利用している場合は土地の面積・路線価に応じて課税されることがあります
※詳細はお問い合わせください。
▶資産税課 **☎** 042-460-9829

年金手帳の再交付

年金手帳は、年金の手続きなどで必要になりますので大切に保管してください。紛失などで再交付を希望する際の手続き先は、現在加入している年金種別によって異なり、下表のとおりです。

加入年金種別	申請先
第1号 任意加入	●保険年金課(田無庁舎2階) ●市民課(保谷庁舎1階) ※急ぐときは武蔵野年金事務所
第2号 (厚生年金)	●勤務先(または各共済組合) ※第4種被保険者の方は、武蔵野年金事務所 ※加入記録によっては、基礎年金番号通知書が発行される場合あり
第3号	●配偶者の勤務先(または各共済組合)を管轄する年金事務所

※60歳以上で、現在年金未加入の方

は年金事務所へ
※基礎年金番号通知書は年金手帳の代わりになります。
□国民年金(1号・任意加入)の方が市役所で再交付申請をする場合
持 本人確認書類
※お手元に届くまで、1カ月半ほどかかります(市役所では再交付していません)。
※既に年金を受給中の方は、原則必要ありません。
☎ 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 **☎** 042-460-9825

確定申告における高齢者の
障害者控除

申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。
対 在住の65歳以上の方で、次に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)
●障害者控除…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる
●特別障害者控除…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、
ねたきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)
※介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要です。
申 1月6日(月)から、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)へ
持 認め印
※認定書発行までに2週間ほどかかりますので、お早めに申請してください。
▶高齢者支援課 **☎** 042-438-4028

福祉

介護保険事業者ガイドブックの発行

介護保険事業者ガイドブックは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご活用ください。
□配布開始予定日 12月23日(月)
□配布場所 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター)・出張所・各地域包括支援センター
▶高齢者支援課 **☎** 042-438-4032

子育て

一時保育利用登録更新

令和2年度以降も一時保育の継続を希望する方は更新手続きが必要です。
□受付期間 1月6日(月)～20日(月)
□手続きが必要な方 12月27日(金)までに登録した方(1月6日以降に登録する方は手続き不要)
□提出書類 ●一時保育利用登録申請書 ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー生活管理指導表(食物アレルギーのある児童^{のあ})
□配布・提出場所 一時保育実施保育園・保育課(田無庁舎1階)
※登録済みの方への事前告知送付はありません。更新書類の提出がない場合は4月1日以降の利用ができませんのでご注意ください。
※更新登録証は現在使用中の同じ番号になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。
▶保育課 **☎** 042-460-9842

ひとり親家庭等医療費助成制度
～親医療証をお送りします～

現況届を提出し、令和元年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月末に親医療証(令和2年1月1日から有効)を郵送します。現況届未提出の方は、至急ご提出ください。
本制度は、18歳に達してから最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担金^{あり})。
▶子育て支援課 **☎** 042-460-9840

未婚の児童扶養手当受給者に対する
臨時・特別給付金の申請をお忘れなく！

□申請期限 1月31日(金)
期限までに申請が行われなかったときは、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を受け取れなくなりますのでご注意ください。
※児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、今年度の臨時・特別の措置として、給付金を支給します。該当する方は子育て支援課窓口で申請してください。
対 次の全ての要件を満たす方
●令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

●令和元年10月31日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
●令和元年10月31日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方
□必要書類 ●戸籍謄本 ●振込先口座番号の確認できる書類(通帳^{など})
▶子育て支援課 **☎** 042-460-9840

選挙

12月1日現在の選挙人名簿
登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万2,032人、女性8万8,106人、計17万138人
前回の選挙時登録者数と比較すると、男性6人増、女性165人増、計171人増加しています。
□今回の定時登録の要件
①日本国民
②平成13年12月2日以前に出生
③12月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた
□在外選挙人名簿登録者数 男性93人、女性104人、計197人
□今回の在外選挙人名簿登録などの要件
①日本国民
②登録申請時に満18歳以上
③在外選挙人名簿に登録されていない
④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
●本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
▶選挙管理委員会事務局 **☎** 042-438-4090

市政

東京における都市計画道路の
在り方に関する基本方針の策定

東京都と特別区および26市2町は、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路について、協働で調査検討を進め、基本方針を取りまとめました。**☎**の**HP**・都民情報ルームおよび各区市町の**HP**・窓口でご覧になれます。
☎ 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 **☎** 03-5388-3379
▶都市計画課 **☎** 042-438-4050

固定資産税の減額

▶資産税課 **☎** 042-460-9830

※いずれも工事後3カ月以内に、資産税課への申告が必要です。

住宅耐震改修工事
□減額分 2分の1(住宅面積120㎡[※])
□要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う
●1戸当たりの工事費用が50万円超
□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修
□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])
□要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築

住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化
□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

住宅の省エネ改修
□減額分 3分の1(住宅面積120㎡[※])
□要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を行う ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)
□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票